

事務の流れと目的外利用する情報	
①	住民基本台帳から0歳から18歳までの本給付金の対象児童候補者を抽出する。
	本件給付の対象者は、基本的に児童手当（本則給付）受給者と一致するが、児童手当は高校生を対象児童としていないため、18歳までの者を住基から抽出して調べるしかない。住基からの抽出は、住基台帳法第1条の趣旨による目的内利用である。
②	令和3年9月分の児童手当支給対象児童を抽出する。
	本件給付金対象者として、「令和3年9月分児童手当（本則給付）受給者」が規定されているため、「児童手当支給事務」からそのまま対象者を特定できる。 なお、高校生は児童手当支給対象とならないが、算定児童（3人以上子どもがいる者の場合、支給額が上がるため、その判定のために、高校生を含めた子どもを記載した上で児童手当の申請を行う。）となる可能性がある。算定児童となっている場合は、プッシュ型支給を行うことができる。
	児童手当支給事務で保有する「氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、電話番号、生計関係、監護の有無、扶養人数、職業、公的扶助、金融機関口座」を本給付金事務で利用する。性別、国籍、職業については、本給付金事務で使用しない可能性があるが、システム改修の都合により移行せざるを得ない。
③	②の主たる生計維持者に通知をした上で給付金を振り込む。
	②のとおり、令和3年9月分の児童手当受給者に対しては、そのままプッシュ型支給を行う。
④	①の対象者と②の対象者を突合し①に該当しかつ②に該当しないものを抽出する。
	住基から抽出した本件給付金対象児童（18歳までの者）のうち、令和3年9月分児童手当受給者の養育する児童を除外することで、「本件給付金支給対象児童（18歳までの者）のうち、本市が本件給付金を支給すべきか不明のもの（本市の児童手当支給対象となっていない者）」を抽出する。
⑤	令和3年9月分の児童扶養手当支給対象児童を抽出する。
⑥	④の対象者の主たる生計維持者について同世帯に配偶者の有無を確認し、配偶者がいない場合⑤と突合する。
	単身赴任等により主たる生計維持者が別自治体にいる場合、児童手当は当該自治体から支給されている可能性がある。④で抽出した「本件給付金支給対象児童（18歳までの者）のうち、本市が本件給付金を支給すべきか不明のもの（本市の児童手当支給対象となっていない者）」のうち、「同世帯に配偶者がいる者」及び「児童扶養手当受給者」であれば本件給付金支給対象となる（児童扶養手当受給者であれば、配偶者が別自治体にいるということはない。なお、児童扶養手当は児童手当よりも対象者の範囲が狭い（所得制限が児童扶養手当の方が低い）ため、児童扶養手当受給者であれば、当然に本件給付金対象者となる。）。
	児童扶養手当支給事務からは、「氏名、住所、生年月日、続柄、婚姻、公的扶助」を利用する。児童扶養手当受給者の情報を利用し、プッシュ型支給を行うことも物理的には可能だが、国からの指定がない上、事務が煩雑になり、システム改修費用等が発生することも考慮すると、実務上困難である。
⑦	④の対象者の主たる生計維持者のうち同世帯に配偶者が有又は、配偶者無のうち⑤の対象者を抽出する
	これにより、「本市が児童手当を支給していない者であって、同世帯に配偶者がおらず、児童扶養手当の受給もしていない者」が余る。当該者は、公務員も含め、本件給付金対象者とならない可能性があるため、申請書の送付ではなく、対象となる可能性がある旨の通知を行う。
⑧	⑦の対象者について令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の情報を使用し申請書を作成する。
	⑦で抽出した者は、本件給付金支給対象者であるため、「令和2年度武蔵村山市子育て世帯臨時特別給付金事務」の情報を利用し、分かる範囲であらかじめ口座等の情報を記載した上で申請書を送付する。当該目的外利用をしなくても事務自体は執行可能だが、本件給付金が、もともと申請等を極力省く趣旨のものであることを踏まえ、申請者の手間を減らすため、また事務を円滑に遂行するために目的外利用を行う。
	令和2年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金事務からは、「氏名、住所、生年月日、続柄、電話番号、公的扶助、金融機関口座」を利用する。
⑨	申請（本人同意書付）を受けた者について所得等審査した上で指定口座に振り込む。
	上記情報を目的外利用すること及び他自治体において児童手当を受給していないかについて本人以外収集することについて、本人事前同意を得る。
スケジュール	
行程①～③：令和3年12月7日～12月23日	
行程④～⑨：令和3年12月7日～令和4年3月31日	